

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
駅前にぎわい創出事業業務委託 仕様書

1 業務委託名

駅前にぎわい創出事業業務委託

2 目的

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）では、滋賀県道 6 号線（旭町西交差点～護国神社交差点）、来場者動線上の区間にある街路灯にバナーフラッグを設置することにより、大会への機運醸成を図り、彦根駅から彦根総合スポーツ公園までの動線を明示するとともに、楽しみながら歩くことができる雰囲気を創出する。

また、滋賀県道 6 号線（旭町西交差点～護国神社交差点）において歩行者天国を実施することにより、主会場地に相応しい雰囲気を作り上げるとともに、高齢者も障害者も、安全・安心に移動できる動線を確保する。

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 14 日（金）まで

4 業務内容

○バナーフラッグの設置・撤去等

（1）作成・設置

バナーフラッグを以下のとおり作成し、設置すること。

仕様	規格：W600mm 程度×H900mm 素材：遮光ターポリン 仕上げ：上部 2 か所ハトメ・両面カラー
デザイン	①～⑯：国スポ正式 37 競技・特別 1 競技 ⑰～㉓：国スポ公開 7 競技+キャッフイーチャッフィー 1 面
※県実行委員会より支給	
施工完了日	令和 7 年 6 月 19 日（木）
設置期間	令和 7 年 6 月 20 日（金）～10 月 27 日（月） (国スポ総合開会式 100 日前～障スポ閉会式)
設置場所	別図 1 のとおり
数量	2 3 枚以上
取り付け方法	紐（1 枚あたり 2箇所を紐で結んで留めること）

（2）撤去

上記（1）により設置したバナーフラッグを撤去・運搬すること。

数量	2枚以上
運搬先	大津合同庁舎5階 国スポ・障スポ大会局 広報係 なお、運搬は令和7年11月12日（水）までに行うこと。

(3) その他留意事項

- ・設置に必要な資材は、受注者が準備すること。
- ・設置にあたっては、風雨対策を万全に施し、バナーフラッグが破損などで外れたりしないよう、堅牢な固定方法により設置するとともに、安全対策を確実に実施すること。
- ・設置後、数日中に外れる場合は、再度、速やかに設置作業を行うこと。
- ・設置および撤去業務完了後はすみやかに県実行委員会に報告し、県実行委員会の確認を受けること。
- ・受注者は、道路管理者等から異議又は意見があったときは、すみやかに県実行委員会に報告し、その指示を受けること。

○歩行者天国の実施

概要は以下の通り。

実施日時	わた SHIGA 輝く国スポ 総合開会式日 開場～開式通告 (令和7年9月28日(日) 11時15分～15時15分)
交通規制時間	7時00分～17時15分
実施場所	滋賀県道6号線(旭町西交差点～護国神社交差点) (別図2のとおり)

(1) イベント企画

ア わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ主会場地に相応しい、みんなが輝ける（楽しみながら、盛り上がりを感じつつ彦根総合スポーツ公園まで歩ける）雰囲気を創出すること。

イ 環境・熱中症対策に配慮すること。

ウ 高齢者も障害者も子どもも女性も、安全・安心に移動できる動線を確保するとともに、緊急車両の通行帯として、仮設物等を設置しない幅員(6m以上)を確保すること（旭町西交差点から護国神社前交差点まで）。

また、大型のアーチ型装飾の設置などにより、緊急車両の通行を妨げないこと。

エ 地域住民や周辺事業者に配慮した企画運営を行うこと。

（騒音の低減、警備員・規制看板の的確な配置、周辺事業者への出店意向調査、等）

オ 装飾について、大会標章・マスコット等や彦根総合スポーツ公園内との統一性・視認性に配慮すること。

（サインデザイン、交通規制看板、等）

カ 出店エリア設置を基本に、事業目的に沿ったイベントを追加すること（下図）。

キ 出店ブース数については、少なくとも飲食・物販ブースで各3ブース、展示・体

験ブースを各 1 ブース、かつ計 20 ブース設けること。

ク 出店エリア内に休憩ゾーンを分散して設け、ゾーン利用者の熱中症対策に十分配慮するとともに、少なくとも 80 人分の席およびウォーターサーバー 4 台（1 台あたり 12L タンク 5 本程度）を用意すること。

駅前にぎわい創出事業（歩行者天国部分）

出店エリア設置

- 飲食・物販ブース 各 3 ブース～
 - 展示・体験ブース 各 1 ブース～
 - 計 20 ブース以上
- 休憩ゾーン
収容人数 80 人以上

追加イベント

【例 1】特定の出店ブースに特化

（休憩所を拡大し大会 PR 映像を放映、地元ブースのゾーニング、等）

【例 2】大会関連のブース設置

（滋賀大会の歩み、第 1 回大会からの沿革、各競技の記録展示体感、等）

【例 3】装飾の強化

（信楽たぬきの設置、ロードアートイベント、フラッグ・柱巻き追加）

【例 4】その他

（他イベントコラボ、デジタルスタンプラリー、五感エリアの整備、等）

（2）出店者の募集・管理

ア 出店者募集（出店希望者が不足する場合は出店者の補充も含む）および各種調整

（出店配置の調整および決定、出店者一覧の作成、出店許可書・従事者用 ID カード・駐車許可証などの送付、搬入・搬出に係る調整等）を行うこと。

なお、出店者は滋賀県内に住所を有する個人、団体、または滋賀県内に事業所を有する法人からの募集を基本とし、これに依らない場合は県実行委員会と協議すること。

また、出店者への選定および出店配置の決定にあたっては県実行委員会と協議すること。

イ 出店にあたり、関係機関（県警、消防署、保健所、税務署等）との連絡調整および必要な申請、届出の手続き等を行うこと。

ウ 出店者に対して出店者説明会および食品衛生講習会を行うこと。

（3）出店エリアの運営

ア 出店ブースについて、出店料は無料とし、1 ブースあたりサイズは間口 2.7m × 奥行き 3.6m のテントを基本に、机・椅子を必要数備え付けること。また、必要に応じてコンセントや手洗い設備を備えること。なお、キッチンカーは 1 台で 1 ブースとみなす。

イ エリア責任者およびスタッフを配置し、来場者と出店者の安全を第一に確保できる体制で円滑に運営を行うこと。

【参考】県で用意するスタッフ

県職員 12 名（進行係 5 名 案内誘導係 3 名 会場管理係 4 名）

ボランティア 6名（進行係2名 案内誘導係2名 会場管理係2名）

※各係の所掌は以下のとおり。

- 進行係：事業総括、出店者等調整、会場アナウンス、外部調整、備品管理他
案内誘導係：来場者（来賓等含む）の案内誘導、迷子・落し物等問合せ対応他
会場管理係：交通規制管理、救護・衛生管理、環境美化、動線確保・人流整理
ウ 出店者等の搬入・搬出作業時の誘導・交通整理を行い、安全確保を図ること。
エ 式典会場への誘導などに使用する屋外スピーカーを設置すること。
オ その他出店エリア内で実施する企画等については、県実行委員会と事前に協議のうえ決定した内容で運営すること。

（4）事業の準備・連絡調整・運営

- ア 事業実施に向けた準備のための会議または打ち合わせを実行委員会と定期的に実施すること。また、県は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めるができるものとする。
- イ 受託者は、当該受託業務について連絡調整者を置き、県との会議に出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。
- ウ 追加イベントの運営を行うこととし、追加イベント全体の演出、催しを実施するための必要経費は委託料に含むこと。
- エ 追加イベント関係者等との交渉、連絡調整、対応については、原則として受託者が行うこと。また、謝礼等が必要な場合は受託者が支払うこと。
- オ 事業準備期間から実施までの工程表を作成すること。
- カ 事業運営のための進行台本、シナリオ、スタッフ運営マニュアル、会場配置図等、事業を実施する上で必要な各種資料を作成すること。
- キ 来場者のための様々な誘導・会場美化・警備・救護対策を実施すること。
誘導については、案内用サインとしてトイレサインを設置すること。
会場美化については、滋賀県道517号線に適宜ゴミ箱を設置すること。
警備については、下記クのとおり警備計画書を作成するとともに、人件費含む警備経費は委託料に含むこと。なお、警備員は25名以上配置すること。
- ク 警備計画書（交通警備）の作成
次の事項を検討の上、警備計画書（交通警備）を作成すること。
(ア) 基本方針
交通警備実施上の諸条件、警備要点等を踏まえた基本方針について提示すること。基本方針には、警備員に対する研修・訓練の在り方について含むこと。
- (イ) 警備体制組織
指揮命令系統、連絡体制、緊急時対応体制について提示し、警備体制組織図を作成すること。
- (ウ) 交通誘導警備
・駐車許可証等による関係車両の識別、指定駐車場等への誘導方法について提示

すること。

- ・駐車許可証等を持たない一般車両の進入防止方法、誤進入車両および送迎車両の対応方法について提示すること。
- ・交通規制区域内への車両進入禁止措置および迂回誘導方法について提示すること。
- ・会場周辺道路における、迷惑駐車車両の排除方法について提示すること。
- ・会場周辺道路、交差点、横断歩道等での車両および歩行者の整理・誘導方法について提示すること。
- ・駐車（輪）場等における車両および歩行者の整理・誘導方法について提示すること。
- ・鉄道駅、バス停等、会場以外の歩行者動線における歩行者の整理・誘導方法について提示すること。

（エ）事件・事故等発生時の対応

事件・事故等発生時の初期対応、救護活動等の対応方法について提示すること。
また、大規模災害または突発重大事案が発生した場合の対応方法についても提示すること。

（オ）配置・運用方法

上記ウ～エに係る警備員および実施本部員の配置・具体的な業務・運用方法について、配置図・配置計画表・業務内容表により提示すること。
なお、配置図は警備計画図面にまとめることとし、設置する警備資機材、サイネージ等を表示すること。

（カ）備品・機材等

必要となる資機材等の名称、規格仕様、数量、使用場所について一覧にまとめること。

（ク）その他

上記のほか、交通警備に関する必要な事項について提示すること。

- ヶ 事業事前告知用のポスターを100部、チラシを30,000部作成し、配布先（想定：10か所）にポスターやチラシを配布すること。また、当日配布用のチラシを作成すること。併せて、フライヤーのデザインデータを提出すること。
- コ 追加イベントの運営、安全管理に必要な人員を受託者において配置すること。
- サ 会場設営におけるバリアフリーや要所に情報保障（例.スライドでの表示、手話通訳等）を行うなど障害のある方に配慮した会場設営、案内表示、イベント運営等を行うこと。
- シ 雨天時の際の対応を検討すること。

（5）会場の設営、装飾および撤去

- ア 実施に必要な物品等の手配・管理・搬出入、会場での設営および撤去を行うこと。
特に、事業に必要な装飾（動線装飾含む）と交通標識被覆を準備・実施すること。

イ 事業実施終了後は速やかに清掃・撤去作業を行い、当日 17 時 15 分までに道路の原状回復を完了させること。また、会場の清掃・撤去に際して発生する廃棄物の処理をすること。

(6) 記録・業務完了報告書の作成

- ア 出店エリア、追加イベント、装飾等の状況を収めた記録写真を撮影すること。撮影した記録写真について、画像データとして格納した DVD-R(1枚)を提出すること。
- イ 来場者数の集計を行い、当日夕方には委託者へ報告すること。
- ウ 来場者へ事業に関するアンケートを実施すること。
- エ 委託業務の一切を記録した業務完了報告書（様式任意）を作成し、電子データおよび印刷物（A4版両面フルカラー）2部で提出すること。

(7) マニュアル作成

- ア 受託者が配置するスタッフ用の業務マニュアルを作成し、全スタッフへ配布すること。
- イ 出店者・イベント関係者用のマニュアルを作成し、県実行委員会が指定する部数を用意すること。また、上記（2）ウの出店者説明会は同マニュアルにより行うこと。

(8) 契約・各種手続き

- ア 道路管理者、交通管理者（警察署長）等、事業実施のために必要な許認可について、申請等、一連の手続きを行う。
- イ 警備業務や、イベント関係者等のうち、契約事務が必要であるものについては、一連の事務処理を行う。

5 その他

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき実行委員会と受託者で協議の上、決定する。その他、業務にかかる実施体制（情報セキュリティ管理体制含む）について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを実行委員会に提出すること。
- (2) 各種納品物の納入場所
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局
(大津市松本一丁目 2-1 滋賀県大津合同庁舎 5 階 滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局内)
- (3) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (4) 本業務の遂行のために実行委員会が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
- (5) 発信する情報の適法性・妥当性の確保や個人情報の保護に留意すること。

- (6) 本業務の実施における個人情報等については、取扱いの重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (7) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の指導を行うこと。
- (8) 成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む）を実行委員会の許可なく第三者に閲覧複写、貸与または譲渡しないこと。（契約期間の終了後または解除後も同様）
- (9) 事業者は、本業務の遂行に当たっては次の法令等を遵守しなければならない。
個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (10) 受託者はイベント保険（飲食物危険補償特約を含む）に加入し、加入後は保険書類の写しをイベント前日までに県実行委員会に提出すること。
- (11) 「大会マスコットキャラクター」および「大会の愛称・スローガンロゴ」のデザインの電子データ（.png、.ai）については、必要に応じて実行委員会から無償で提供する。
- (12) 広報ポスターおよび会場サインデザインの電子データ（.ai）については、必要に応じて実行委員会から無償で提供する。
- (13) 本業務を行うにあたり必要な素材は、受託者が調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続に係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (14) 本業務の実施によって得られた動画や写真は、業務終了後も実行委員会ホームページ等において使用することがあるため、その旨関係者等に事前に承諾を得ること。
- (15) 成果物に関する著作権は、実行委員会に帰属するものとし、実行委員会および実行委員会が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作者人格権は行使しないものとする。
- (16) 受託者が本業務を再委託しようとする場合は、可能な限り、滋賀県内に本店を有する者を検討したうえ、事前に再委託範囲および再委託先を実行委員会に提示し、承諾を得なければならない。また、本業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決することとする。
- (17) 受託者は、委託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間これを保存すること。
- (18) 当該業務で物品を使用する場合は、可能な限り、滋賀県内の事業所で製造されたものを使用すること。
- (19) その他、委託業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、実行委員会と受託者が協議の上定めることとする。